

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（案）の概要について

1 個人市民税

●未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

【施行日：令和3年1月1日】

- (1) 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する（控除額30万円）。
 (2) 寡婦（夫）控除について以下の見直しを行う。
 ア 寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設ける。
 イ 子ありの寡夫の控除額（26万円）を子ありの寡婦の控除額（30万円）と同額とする。
 ※ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」に記載がある場合には、控除の対象外とする。

表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)

		現行制度				改正案 (□ 囲いは改正部分)				
配偶関係		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親 ~500万円
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
扶養親族 有	子	30	26	30	26	30	—	30	—	30
	子以外	26	26	26	26	26	—	26	—	—
	無	26	—	—	—	26	—	—	—	—
扶養親族 無	子	26	—	26	—	30	—	30	—	30
	子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

婚姻歴の有無による不公平を解消
 男性のひとり親と女性のひとり親との間の不公平を解消

●中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用

【施行日：令和3年1月1日】

新型コロナウイルス感染症拡大防止による政府の自粛要請を踏まえて中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、観客等が入場料等の払戻を請求しなかった場合には、放棄した金額について寄附金控除の対象とする。

●住宅ローン控除の適用要件の弾力化

【施行日：令和3年1月1日】

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、住宅ローン控除の控除期間の特例（控除期間の3年延長，10年⇒13年）を適用できることとする。

2 市たばこ税

●軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

【施行日：令和2年10月1日】

軽量な葉巻たばこ（1本あたりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方式とする。

※令和3年9月までの1年間は一定の経過措置を講じ，経過措置期間中は0.7g未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなして課税する。

区分		課税方式	
		現 行	見直し案
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税
	1グラム以上		重量比例課税

3 軽自動車税

●軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

【施行日：公布の日】

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用軽乗用車を取得した場合に，環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について，新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として，適用期限を6か月延長し，令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

※この措置による減収額については，全額国費で補填する。

区分	税率	
	通常	臨時的軽減
電気自動車等	非課税	非課税
2020年度燃費基準+10%達成車		非課税
2020年度燃費基準達成車	1.0%	非課税
上記以外	2.0%	1.0%

※電気自動車等：電気軽自動車，天然ガス軽自動車

4 固定資産税

●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備（わがまち特例）

【施行日：公布の日】

水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。）で，総務省令で定める規模以上の発電設備の特例割合について，国の参酌基準同様4分の3とする。

●生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

【施行日：公布の日】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から，適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また，生産性向上特別措置法の改正を前提に，適用期限を2年延長する。
※この措置による減収額については，全額国費で補填する。

現行制度

○ 以下の設備投資が対象。

- 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備。

※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。

※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

○ 生産性革命・集中投資期間(平成30年度～令和2年度)に限定。

対応(案)

○ 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。

- 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。
- 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。

※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

○ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。